

令和 8 年 1 0 月 1 日

福島県議会議長 矢吹 貢一 様

議員定数等検討委員長 渡辺 義信

議員の総定数、選挙区及び選挙区別定数について（答申）

本件につきましては、貴職からの諮問を受け、本年 6 月 3 日以来 7 回の委員会を開催し、今 9 月定例会中の答申を目標として、慎重に検討を進めてまいりました。

令和 7 年国勢調査の結果、本県の人口減少率は全国でも上位となりましたが、東日本大震災・原子力災害から 1 5 年が経過し第 3 期復興・創生期間が始動した中、引き続き復興を成し遂げる責務を負う本県議会の議員定数等について、今後も人口減少が避けられない状況下でどうあるべきかとの視点も強く意識しながら真摯に協議を重ね、下記のとおり結論を得ましたので、答申いたします。

記

1 総定数について

1 人減じて 5 7 人とする。

2 選挙区について

現行のまま（1 9 選挙区）とする。

3 選挙区別定数

双葉郡選挙区の定数を 1 人減じて 1 人とし、他の選挙区の定数は現行のままとする。

なお、今回の検討においては、東日本大震災・原子力災害からの復興に向け、県議会として引き続き総力を挙げて取り組む必要があるとの認識は各会派とも一致していたものの、上記の決定においては、全て意見が分かれ、いずれも起立採決によったことをまず申し上げ、以下、結論に至るまでのあらましについて御報告いたします。

初めに、総定数については、採決の結果、多数をもって、総定数は 5 7 人とすることを決定いたしました。協議では、本県の令和 7 年国勢調査の結果に基づく人口（以下「国調人口」という。）は、前回（令和 2 年）の国調人口から 1 2 万 2, 9 1 0 人減少して 1 7 1 万 2 4 2 人となり、現行の総定数 5 8 人は旧法定上限数 5 6 人を 2 人上回る事となったことが論点となり、「人口減

少の現実を真摯に受け止めつつ、復興途上にある特殊性を考慮し、旧法定上限数を1人上回る57人とすべき」との多数意見のほか、「いまだ原子力緊急事態宣言が継続している中、復興に向けて県民の声を幅広く県政に反映するため、現行定数を維持すべき」、「人口規模が同程度の他県の状況等を勘案すれば50～56人の範囲で考えるべきであり、様々な地域性を有する本県の特性を考慮し、旧法定上限数である56人とすべき」との少数意見がありました。

次に、選挙区については、採決の結果、多数をもって、現行どおり19選挙区とすることを決定いたしました。協議では、人口比例による試算では、配分定数が0人（2人減）となる「双葉郡選挙区は維持すべきである」との共通認識の下、「双葉郡選挙区における国調人口と住民基本台帳人口とで大きな乖離があることを鑑みるべき」などの意見もあり、「現行どおり19選挙区とすべき」との意見が大勢を占めたものであります。なお、「双葉郡選挙区の現行定数を維持することを前提に、会津若松市選挙区と河沼郡選挙区を合区して18選挙区とすべき」との少数意見がありました。

また、意見開陳の中では、「死に票を減らし、多様な民意を反映するためにも、今後は1人区解消の検討が必要である」との関連意見も述べられました。

最後に、選挙区別定数については、採決の結果、多数をもって、公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用し、双葉郡選挙区の定数を1人とし、その他の選挙区の定数は現行どおりとすることを決定いたしました。協議では、法による人口比例配分の原則と特別な事情を抱える双葉郡選挙区への定数配分の考え方とのほざまで、「試算では1人増となる福島市選挙区の増分を双葉郡選挙区に配分して定数1人とすべき」との意見が多数となったものの、「福島市選挙区の増分に加え、会津若松市選挙区の定数を現行の4人から3人に減じることで双葉郡選挙区の現行定数2人を維持すべき」との意見と拮抗する状況となりました。

両意見の理由について、前者は「人口減少と復興のバランスに最大限配慮した結果であること」、「十分な意見聴取等がなく会津若松市選挙区の定数を減らすのは唐突であり、苦渋の選択となること」、「避難者への帰還に関するアンケートでは、帰還希望者が年々減少傾向にあること」などであり、後者は「県内外にいる避難者の多様な声をしっかり受け止める議員の役割と責任は重いこと」、「双葉郡選挙区の定数を減じることは国や県内外への誤ったメッセージとなり風化につながること」などでありました。

以上、御報告申し上げます。